

小林斎場整備運営事業
入札説明書等に関する第2回質問への回答

令和5年10月4日

大 阪 市

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	10	2	15	3				賃貸借料	(別棟にせずに)純粋に屋外に自動販売機等を設置する場合にも本項が適用され、賃貸借料(年額)は5,052円/㎡という理解で宜しいでしょうか。	屋外に設置する場合はお見込みのとおりです。
2	23		4					参考価格	参考価格として、「9,466,667,000円」が記載がありますが、参考価格の内訳(内訳については、サービス対価の項目にあわせて、(1)施設整備費(2)維持管理業務費(3)、運営業務費、(4)その他費用)をお示し下さい。	参考価格の内訳はお示しはいたしません。
3	23	3	4					参考価格について	参考価格との記載ですが、予定価格との違いは何でしょうか。参考価格を予定価格と解釈しても差し支えないでしょうか。	本市は、基本的に予定価格の公表を行っておりません。参考価格は、本事業の入札にあたっての参考として、事業費積算時に算定した金額を示すものです。
4	23	5	4					予定価格	参考価格の記載がありますが、この参考価格は落札者決定基準に記載の予定価格と同様との理解で宜しいでしょうか。異なる場合は、予定価格の公表をお願いします。	No.3の回答をご参照ください。
5	23	5	4					参考価格	第1回質問回答で公表された価格は「参考として積算したもの」とありますが、算定に使用された斎場の延床面積をご教授いただくことは可能でしょうか	算定に使用された斎場の延床面積はお示しはいたしません、要求水準書の内容に基づき算定しています。
6	28	7	5	2				提案に関する条件 サービス対価に係る一時支払金	「設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時支払金は、次に示す金額を、原則、一時支払金として想定すること。」とありますが、「事業契約書(案)第76条に謳われている前払金および中間前払金と並行して請求が可能と判断してよろしいでしょうか。	一時支払金の一部を事業者の提案により、前払金および中間前払金として支払います。そのため、一時支払金の金額とは別に前払金および中間前払金は支払いません。
7	29	7	5					設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時支払金	「・・・なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者に発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は本市の負担とする。」とあります。 こちらに関しては①例えば、提出した収支計画の想定等では想定出来高が50%だったが、実際の出来高は60%となった場合、60%の出来高を基準として、貴市から一時支払金(60%の出来高に相当する金額×75%)をお支払頂くとの理解で宜しいでしょうか。 また、②想定以上の出来高となった場合、事業者としては金融機関から計画していた時期よりも早期に借入を行うことになります。それに伴い、支払利息等が想定よりも多く斯かることになります。このような金融費用(利息等の追加費用)の増加分も貴市にご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	(前段)お見込みのとおり、実際の出来高に応じて支払うことを基本としますが、支払時の財政状況によっては協議が必要となります。 (後段)当該事象については、事業者の事由と判断し、事業者の負担となります。本市が負担する場合とは、本市の事由により、資金調達額の変更が生じた場合等を想定しています。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
1	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務(※1)	事業者が空気熱源ヒートポンプユニット10台を大規模修繕として15年目に機器更新することを長期修繕計画書で計画し提出したと仮定します。その上で14年目に「建築物修繕措置判定手法」を用いて10台の判定をした結果、10台のうち9台は大規模修繕(更新)と判定されたが、1台が運転稼働時間が短い等の理由で評点が足らずに部分修繕と判定された場合は「全てが該当しない」として、残りの9台についても「大規模修繕」として認められないということでしょうか。(9台分の更新費用は事業者が負担しないといけないということでしょうか)	当該事象については、全面的な更新を行う修繕として、大規模修繕に該当するものと考えていますが、詳細は事業者の提案及び事象に応じて、協議によるものとしします。
2	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務(※1)	「建築物修繕措置判定手法(平成5年版)」の照明器具の項目にはLED器具に関する記述がございません。その上でのご質問です。LEDの寿命は一般的におよそ40,000時間ぐらいと言われています。LEDの全面的な更新は10年から15年の間に、大規模修繕で行うとの理解でよろしいでしょうか。 通常発生する1台ないし2台の交換は経常修繕で事業者が負担します。	お見込みのとおりです。
3	8	1	3	4	(3)	⑫	※1		大規模修繕	大規模修繕は市が直接行うと記載がある一方で、p.43 で「事業期間内においては、建築物の大規模修繕が極力発生しない施設とすること。」、p.85 で「建物及び火葬炉設備については、おおむね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態とすること。」と記載があります。市が想定どおり修繕を実施しない場合、維持管理費用(経常修繕費)が高騰するリスクが考えられますが、この場合のリスクは市負担との理解で宜しいでしょうか。	本市が修繕を実施しないことに起因することが認められる場合には、お見込みのとおりです。
4	13	1	5	1					墓地、埋葬等に関する施行規則	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条に火葬場の設置場所は学校、人家から200m以上の距離があることと記載がありますが、今回は市長が土地の状況等を勘察し、公共の福祉の見地から支障がないと認めていると考えてよろしいでしょうか。	事業予定地においては、現在も小林斎場の運営が行われており、本事業を実施することで、より周辺の地域環境へ配慮された施設となることを前提として、支障がないものと考えています。
5	18	1	6	5					解体・撤去施設(既存施設)の概要	令和5年3月31日公表の質疑回答で、既存杭を残置することは可能と回答されていますが、廃棄物処理の観点からも残置できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	18	1	6	5					解体・撤去施設(既存施設)の概要	既存施設の火葬炉の燃費と電気使用量をご教示願えますでしょうか。	昨年度の火葬燃料(灯油)使用量につきましては、小林斎場全体で約357,500ℓ／年(主燃炉と再燃炉の合算)で、火葬1件あたりの火葬燃料の使用量は約61ℓです。電気使用量についてはお示しできるデータはございません。
7	18	1	6	5					既存施設の概要	既存施設における 最近の全体エネルギー使用量をご提示いただくことは可能でしょうか。	お示しできるデータはございません。
8	20	2	1	1	(7)				土壌汚染対策法	地歴調査資料の提示をお願いします。	地歴調査の結果はありません。
9	24	2	3	2	(2)	②	ii)		既存施設	既存施設において、火葬の際に斎場事務室へ提出される各書類のタイミング、通常の提出者についてご教示ください。	斎場予約システムにて予約を行った後、火葬日前日までに①火葬場使用申請書②火葬許可証③火葬場使用料金を提出して頂いております。ごく少数の場合を除き葬儀業者が書類の提出を行っています。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
10	27	2	3	2	(3)	②			什器備品等リスト	第1回目の質疑回答29番において「示す備品の数量は必ず用意してください。」とありますが、「掃除用具、雑巾がけ、モップハンガー、モップ絞りバケツ、関係者諸室の掃除機」等の清掃員が使用する清掃道具は維持管理会社が業務用具として用意するものと思料いたしますが、ご回答通り必ず大阪市の備品として施設側で備品管理をする必要がございますか。	提案時点では、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」に示す内容は用意する計画としてください。今回のように、維持管理企業が別途用意する等で不要となる可能性のある備品等は事業着手後、協議により対応を決定するものとし ます。
11	40	2	3	5	(8)	①			燃料保管設備	①前回(令和5年8月8日)の要求水準書に関する質問回答NO.39では、保管する燃料費代はサービス対価に含まれるとの回答でしたが、軽油、重油等の将来価格の合理的な積算は不可能なので、貴市負担とすべきではないでしょうか。 ②また引渡し時の初回充填分はタンク容量から判断できますが、開業後に非常用発電機が何回(何時間)稼働するかは不明なので単価以前に消費量の積算もできません。 ③仮にサービス価格に含むとした場合には、備蓄燃料の初回充填分、稼働後の消費分は事業契約書の別紙4に記載されるサービス対価の構成の何れに分類されるのでしょうか。	(前段)ご意見として承ります。原案のままとします。 (中段)災害等の発生時における発電設備の稼働分については、サービス対価とは別に本市が負担するものとしませんが、施設引渡し時の試運転や維持管理業務における保守点検のための稼働分及び経年劣化による燃料交換については、サービス対価に含めることとします。 (後段)「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価－(1)施設費等－ア施設費－建設・工事監理費等」及び「②維持管理及び運営業務のサービス対価－(2)維持管理業務費」に含まれます。
12	57	2	6	1	(2)				工事費積算内訳書 積算数量調書	第1回質問回答No.60について「官積算は不要です。」となっております。再度の確認となりますが、竣工後に貴市の会計検査対応等で事業者側が別途準備する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。単純に工事見積書が実施設計の成果品との解釈になりますが間違いないでしょうか。他の自治体様の案件で同様の事例がありましたので再確認をさせていただきます。	官単価での積算は不要としますが、実施設計の成果品としては、要求水準書P.57に記載のとおり「工事費積算内訳書・積算数量調書」が必要となります。
13	82	4	7						環境衛生管理業務	延床面積が3,000㎡未満となった場合でも本業務は必要でしょうか。	本施設の面積規模に関わらず実施してください。
14	83	4	9	1	(2) (3)				防犯・警備業務	確認ですが質疑回答No.78の回答は、警備服を着た警備業法で定められた警備員を巡回させるのではなく、運営スタッフ等による館内巡回で良いとの認識でよろしかったでしょうか。警備業法で定められた警備員を20年間ほぼ毎日巡回させる場合は維持管理费用がかなり高額になります。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
15	87	4	12	1					長期修繕計画	今回事業者が提出する長期修繕計画書に「大規模修繕」の定義に沿った内容の修繕計画を本計画書に計上した場合、貴市はそれを大規模修繕として取り扱い、該当年度に修繕予算を計上して頂けるとの解釈で問題ないでしょうか。事業者としては大規模修繕の費用は見込みません。	お見込みのとおりです。 なお、大規模修繕の実施については、事業者の提案及び事象に応じて、協議によるものとします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答																																																																																																																
16	94	5	4						火葬簿等作成業務	火葬簿の種類(リスト)をご教示いただけませんか。	現在使用している火葬簿の様式は以下の画像のとおりです。 <table><tr><td colspan="12">ID</td></tr><tr><td>火葬簿番号</td><td colspan="2">第 号</td><td colspan="2">火葬執行年月 日</td><td colspan="2">令和 年 月 日</td><td colspan="2">死体又は死胎の別</td><td></td><td>火葬許可証番号</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">火葬を求めた者</td><td colspan="2">住 所</td><td colspan="9"></td></tr><tr><td colspan="2">氏 名</td><td colspan="9"></td></tr><tr><td colspan="6">死亡者・死胎との続柄</td><td colspan="2">求めた年月日</td><td colspan="2">令和 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="4">死亡者又は死胎</td><td colspan="2">本籍又は父母の本籍</td><td colspan="9"></td></tr><tr><td colspan="2">住所又は父母の住所</td><td colspan="9"></td></tr><tr><td colspan="6">氏名または父母の氏名</td><td colspan="2">出生年月日又は姓 名 月 日 数</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">性 別</td><td></td><td>死 因</td><td colspan="2">A一般感染症 B死産 Cその他</td><td colspan="2">死亡年月日又は分 秒 年 月 日</td><td colspan="2">年 月 日 時 分</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="8">火葬執行中の特異な事項その他参考となる事項</td><td colspan="2">遺骨保管No.</td><td></td></tr></table>	ID												火葬簿番号	第 号		火葬執行年月 日		令和 年 月 日		死体又は死胎の別			火葬許可証番号		火葬を求めた者	住 所											氏 名											死亡者・死胎との続柄						求めた年月日		令和 年 月 日		死亡者又は死胎	本籍又は父母の本籍											住所又は父母の住所											氏名または父母の氏名						出生年月日又は姓 名 月 日 数		年 月 日		性 別			死 因	A一般感染症 B死産 Cその他		死亡年月日又は分 秒 年 月 日		年 月 日 時 分		備考	火葬執行中の特異な事項その他参考となる事項								遺骨保管No.		
ID																																																																																																																											
火葬簿番号	第 号		火葬執行年月 日		令和 年 月 日		死体又は死胎の別			火葬許可証番号																																																																																																																	
火葬を求めた者	住 所																																																																																																																										
	氏 名																																																																																																																										
	死亡者・死胎との続柄						求めた年月日		令和 年 月 日																																																																																																																		
死亡者又は死胎	本籍又は父母の本籍																																																																																																																										
	住所又は父母の住所																																																																																																																										
	氏名または父母の氏名						出生年月日又は姓 名 月 日 数		年 月 日																																																																																																																		
	性 別			死 因	A一般感染症 B死産 Cその他		死亡年月日又は分 秒 年 月 日		年 月 日 時 分																																																																																																																		
備考	火葬執行中の特異な事項その他参考となる事項								遺骨保管No.																																																																																																																		
17	94	5	6						利用者受付業務	現在、小林斎場では出棺時に葬儀会社から電話連絡が有りますでしょうか。もし無いとすると、開業時に葬儀会社に求める事は可能でしょうか。	現在、出棺時に葬儀会社から電話連絡を受ける取扱はございません。やむをえない事情がある場合を除き、葬儀会社へ出棺時の電話連絡を求める事は行わないでください。																																																																																																																
18	97	5	12	4					待合ロビーでの飲食	前回の質疑回答で待合ロビーでの飲食は禁止という回答をいただきましたが、食事、飲酒が禁止と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。飲料を飲むことは可能です。																																																																																																																
19									資料9 什器・備品等リスト	「遺体安置用ロッカー」とは要求水準書P44「遺体安置室」に記載の「保冷库」のことでしょうか。保冷库ではない場合には何を保管するのでしょうか。具体的な用途をご教示ください。	保冷库を指します。																																																																																																																
20									資料9 什器・備品等リスト	①前回(令和5年8月8日)の要求水準書に関する質問回答NO.129では、給湯室も備品NO.53～58も必要でその理由としては待合ロビーでの給茶等を想定とありますが、そもそも待合ロビーでの飲食は禁止されているのでは無いでしょうか(同質問回答NO.116では必須施設においては軽食、飲食、飲酒は禁止とあります)。又、要求水準書P47「②待合ロビー」には利用者に給茶機を設置と記載されています。 ②仮に待合ロビーでの給茶を認める場合に、事業者側で無料の給茶サーバー等を設置する場合には前項の給湯室等は不要になるという理解で宜しいでしょうか ③前出NO.129の回答が維持される場合、テーブル清掃や使用茶器等のかた付けは利用者が行って帰るという理解で宜しいでしょうか。運営(清掃)要員の人数等にも影響するの確認させて下さい。	(前段)No.18の回答をご参照ください。 (中段)給茶サーバー等を設置する場合であっても、乳幼児のミルクを作る等の用途があるため給湯室は設置してください。 (後段)お見込みのとおり、利用者にて片づけ等を行うことを基本とします。																																																																																																																
21									資料9 什器・備品等リスト	待合部門に設置する「No.54 茶器入れ 1個」ですが、どのような運用を想定されていますでしょうか。湯飲み等を事業者が準備し、利用者が自身で使用した後、洗って返却するような運用でしょうか。	お見込みのとおりです。																																																																																																																
22									資料13 主な維持管理業務項目一覧	5.清掃業務 (2)定期清掃業務について vii)地下タンク及び埋設配管等の清掃を年1回実施とありますが、年1回実施する内容は消防法に基づく点検・検査等及び、年1回の清掃との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																																																																																																																
23									資料13 主な維持管理業務項目一覧	6.環境衛生管理業務 (1)水質検査について 年2回の内容は、「基本16項目検査(年1回)」と「簡易専用水道検査(年1回)」を想定されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。																																																																																																																

落札者決定基準に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	2	3		審査手順、価格評価について	低入札価格調査基準価格を下回る場合においても、価格評価点はP.4(3)価格評価点の算定に基づいて評価されるのでしょうか。 低入札価格調査基準価格が価格評価点として上限の300点にはならないものと解釈して宜しいでしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。低入札価格調査については、価格評価点の採点とは別に行います。 (後段)お見込みのとおりです。
2	2	3		「低入札価格調査」について	価格評価点の算定において、民間のノウハウの活用で事業費圧縮を試み、VFMがある提案を行いたいと考えております。しかし、「低入札価格調査基準価格を下回る場合」に失格の扱いを受ける条件があるため、最適な価格を提案できない可能性があります。「低入札価格調査基準価格を下回る場合に失格」の条件を外していただけないでしょうか。	「低入札価格調査基準価格を下回る場合に失格」には、即失格となるわけではなく、低入札価格調査を経て、業務に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合が失格となります。そのため、原案の表記のとおりとします。
3	2	3		低入札価格調査	第1回質問回答にある、業務委託及び工事請負の運用要領を確認しております。今回の入札は両方のミックス価格と想定しますが、この低入札価格は個別(業務・工事)に設定されるとの理解で宜しいでしょうか。又は、合算した価格でご判断されるのでしょうか。	本件については、お見込みのとおりすべての業務費用を合算した価格にて入札を行う事となりますので、お見込みのとおり低入札価格調査基準価格も合算した金額に基づき設定を行います。なお、低入札価格調査基準価格を下回ったとしても即失格となるわけではなく、低入札価格調査を得て、業務に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合に失格となります。
4	2	3		低入札価格調査	当該調査が実施される場合のスケジュールをご教授ください。入札説明書P18の選定スケジュールから想定すると「12月上旬～12月中旬」となりますが、宜しかったでしょうか。	落札者決定基準P2のフロー図のとおり12月上旬に実施予定の提案審査実施後に、該当する場合はあれば調査を実施します。
5	2	3		低入札価格調査	業務委託及び工事請負の運用要領の第10条に記載されている「根拠資料」について、「入札説明書に定める低入札価格調査根拠資料」とありますのでご公表いただくことは可能でしょうか。今回の応札業務はすべての業務が概算見積であり、ご提示できる資料にも限界があると想定しますのでお伺いします。	根拠資料については資料4「様式集及び作成要項」にてお示ししている「提案価格等提案書類」を根拠資料として用います。ただし、調査を進める中で本市から根拠資料の補足等を求める場合がございますのでご注意ください。
6	6			別紙1 基礎項目審査の評価基準	表中 1事業計画の提案に関する審査のうち、 ・各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこととありますが、民間提案を求める本PFI事業において、基礎審査を通過した事業者が落札者決定前に低入札価格の調査を受けることに疑問が残ります。それぞれどのような基準で審査・調査されるのでしょうか？	当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる価格、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である価格となっていないかどうかという基準で調査を行います。
7	10			別紙2 加点項目審査の評価基準	6 提案施設についてですが、例えば収支がプラスにならない場合でも提案をすれば加点対象となるのでしょうか。	提案内容に応じて、総合的に評価します。 ただし、提案施設の収支がマイナスとなる場合であっても、本事業の安定的な実施に影響を及ぼすことがないようにしてください。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
1	2	II				提案審査 IV維持管理業務に関する事項	長期修繕(保全)計画について、A3用紙1枚と枚数制限がありますが、見やすくご提示するためにも、枚数は適宜でお願いできますでしょうか。	様式集及び作成要領を修正します。 「様式E-5 修繕計画」の枚数制限を5枚とします。
2	3	II			VII	計画図面等提案書類	計画図面等提案書類の中に、火葬炉設備の図面の指定が有りませんが、火葬炉の図面はどこに記載すればよろしいでしょうか。もしくは、計画概要のところに含めて良いでしょうか。また、必要な記載事項はありますか。	様式集及び作成要領を修正します。 「様式H-15 火葬炉設備設計概要図」の中でお示しください。
3	4	III	(1)		②	様式集1_PDF 様式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用すること。」とありますが、提案書については、使用フォントやフォントサイズを遵守した上で、見やすいデザイン様式を使用してかまわないという理解で宜しいでしょうか。	各指定様式を使用してください。体裁等は提案によるものとします。
4	4	III	(2)	2)			提案書提出時の入札参加グループ名は全て資格審査に関する提出書類の提出時に通知いただく記号を記載するという認識でよろしいでしょうか。 ・封筒(様式A-3、様式A-4、様式A-4別表)の表書に記載の入札参加グループ名 ・提案書正本(表紙・背表紙・提出書類)の入札参加グループ名 ・提案書副本(表紙・背表紙・提出書類)の入札参加グループ名 ・CD-Rに明記する入札参加グループ名	お見込みのとおりです。
5	4	III	(2)	2)	①		提案審査に関する提出書類様式A-1、様式A-2、様式A-5について正・副各1部作成し、正・副毎に纏めて提出とありますが、正・副は提出内容が同じ(正・副共に会社名記載・捺印あり)になるかと思いますが、提案書提出のように正は1/2、副は2/2と表紙に記載すればよろしいでしょうか。 また、表紙には事業名・書類名・入札参加グループ名(記号)を記載するという認識でよろしいでしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)お見込みのとおりです。
6	4	III	(2)	2)	②	提案書	「副本分については、表紙、背表紙、提出書類に入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せず」「企業名については『代表企業』『構成企業A』『構成企業B』『協力企業A』『協力企業B』等の匿名を使用」とありますが、正本についても副本と同様に企業名は記載せず、正本に「企業名対応表」(任意様式)を提案書冒頭(表紙の次頁)に差し込むことでよろしいでしょうか。 ※正本に企業名を表記し、副本は匿名とする場合、文字数に差異があることから、正本と副本で同一の体裁で作成することが困難になる(匿名に修正する場合、文字数や行数が変わり、体裁面で正本と副本が一致しない)ため、上記の方法をお認めいただきたくお願いいたします。	認めます。
7	4	III	(2)	2)	②	提案書	副本分について、「企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること」とありますが、正本・副本とも、「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用し、その対応表(様式任意)を、「②提案書」正本の最初のページに綴じ込むかたちでよろしいでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
8	51 他					様式集	提案書様式集の各表紙の中段右側に記載の、「○ ○○に関する事項」表紙の記載は削除してよろしいでしょうか。	構いません。
9						別表① 支払スケジュール	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュールの「支払時期」について、令和10年2月より3ヶ月毎の設定となっておりますが、時期(年・月)を適宜設定のうえ記載してよろしいでしょうか。	支払時期は別表①に記載のとおりとなります。
10						様式A-4(別表①)、第1	【設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール】 一時支払金を除く第1期分、第2期分の支払について以下の理解でよろしいでしょうか。 ・第1期分: 初回支払い…利息期間R10.2～R10.6(5ヶ月分)、支払時期R10.5、最終回支払い…利息期間R30.1～R30.3、支払時期R30.2 ・第2期分: 初回支払い…利息期間R11.4～R11.6、支払時期R11.5、最終回支払い…利息期間R30.1～R30.3、支払時期R30.2	お見込みのとおりです。
11						様式A-4(別表)	別表①-1、①-2の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払の最終回は令和30年2月で対象期間が令和30年1～3月であり、別表②維持管理のサービス対価、別表③運営業務のサービス対価および別表④その他の費用のサービスの支払は令和30年2月の対象期間が令和29年10～12月、最終回である令和30年5月の対象期間が令和30年1～3月という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12						様式G-2	構成企業、協力企業以外の企業が、提案施設を運営することは可能でしょうか。	可能です。ただし、提案施設の運営に必要な資格・認可等を取得していることとしてください。
13						様式G-2	構成企業、協力企業以外の企業が、提案施設を運営する場合に、企業名を伏せる必要はないとの認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
14						様式G-2	提案施設を実施する場合、行政への賃貸借料の計算式等を提案書に記載する必要はありますでしょうか。	様式G-2の中に明記ください。
15						様式G-2	提案施設に関しては、継続性の観点から、施設の運営から得られる収入で収支が賄える事業でなければならない、または評価されないとの認識でよろしいでしょうか。	提案施設に関しては、提案内容に応じて、総合的に評価します。 ただし、提案施設の収支がマイナスとなる場合であっても、本事業の安定的な実施に影響を及ぼすことがないようにしてください。
16						様式集I-2 ③資金収支計画	当該様式にはいくつかの項目があり「資金収支計画」の項目では、期末累積資金残高を間接法に基づく方法により計算する様に見受けましたが、期末累積資金残高を記載するのであれば、直接法による計算でも良いと考えております。事業者の提案次第という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
17						様式J-1 初期投資費見積書	その他費用 1諸経費 ①パンフレット・DVD作成とありますが、こちらの業務について、要求水準に書記載がありませんので、作成必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 また作成必須の場合、パンフレット内容、DVD内容、DVD使用用途、必要部数についてご教示ください。	要求水準書P.69にお示ししています。
18						様式集J-1 初期投資見積書 その他費用1①	「パンフレット・DVD作成」とありますが、要求水準にはDVDの記載がないためDVDは必須ではないという理解で宜しいでしょうか。	No.17の回答をご参照ください。
19						様式集J-2 ①維持管理費 (年次計画表)	①火葬炉保守管理業務の年次計画を作成(積算)するにあたり、貴市より各年度ごとの想定火葬件数の提示はないのでしょうか。 ②貴市より提示がない場合には要求水準書に記載の1日2回転(28件)×364日(開業日数)=10,192件/年で積算するべきでしょうか。 ③或いは又、過日の地域経済研究所より依頼のあった「小林斎場ヒアリングシート__長期修繕経費内訳書」に記載の火葬件数(1年度10,473件、2年度10,563件～20年度9,682件)に基づき積算すべきでしょうか。 ④貴市より火葬件数の提示がなく各参加グループがばらばらの火葬件数で積算すると公正な価格審査ができなく可能性があるため確認致します。	要求水準書P.95に示す1日当たりの火葬件数から計画をして下さい。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1								事業者に対する前払金の支出、 契約の保証 (履行保証)について	当社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、公共工事の前払金保証を行う保証事業会社です。 現状、貴市の事業契約書(案)では、公共工事標準約款、貴市建設工事請負約款および貴市PFI先行事例に定められている複数の条項が措置されておられません。 現状の事業契約書(案)のままでは、仮に事業者の債務不履行による契約解除に至った場合に、貴市の被る可能性のある損害を十分に補填できないことが懸念されるため、以下の各項目について適切に措置いただく必要があると思われます。 ・保証契約の変更 ・前払金の使用等 ・部分払・部分引渡し ・契約が解除された場合等の違約金 ・契約解除に伴う措置	ご指摘を踏まえまして事業契約書(案)を修正します。
2								契約約款	令和5年3月公表「実施方針 資料2リスク分担表」の内容と、事業契約書(案)の内容とは、記載方が異なるのみで、内容については同様との理解でよろしいでしょうか。 内容に相違がある場合、その項目と具体的内容についてご教示願います。	お見込みのとおりですが、内容が異なる場合がございますら事業契約書(案)の内容が優先されます。
3		13	5	38	1			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	「事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、「本施設の設計及び建設・工事管理業務が開始される迄に次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」に修正願います。 当該業務が開始される付保すれば問題ないと考えていることと、事業契約締結時点ではSPCは資本金相当分しか現預金がないため、業務が開始されるまでに付保するという修正をご検討頂きたく存じます。	原案の記載のとおりとします。
4		19	6	56	3			本施設の修繕	質疑回答No.9.12.13では「修繕費の返還については協議により決定するものとします。」とありますが、協議の時期はいつになりますでしょうか。様式集及び作成要領に関する質問への回答No.35で修繕費は出来高計上と全事業期間均等計上のいずれでも問題ないとの回答となっております。	事業期間終了時の引継ぎ業務実施時に協議を行うことを想定しています。
5		19	6	56	3			本施設の修繕	修繕予算をお示し下さい。修繕費を各事業者が見込む場合、修繕予算を厚く見るか、薄く見るかにより、入札価格が変わるため、本来の施設整備等にかかる比較可能性が損なわれるためです。	修繕予算はお示ししません。事業者の提案によるものとします。
6		27	8					サービス対価の支払い	維持管理・運営のサービス対価については、貴市からSPCへ20年間の金額を平準化してお支払い頂くのでしょうか。 それとも様式J-2維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)の見積もりに則った金額でお支払い頂くのでしょうか。 貴市のお考えをご教示願います。	修繕業務費以外は、平準化して支払うことを想定しています。 修繕業務費に関しては、事業者の提案による長期修繕(保全)計画(大規模修繕に係る金額を除く)に応じて支払います。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
7		27	8	76	1			サービス対価 の支払い	第76条に於いて設計及び建設・工事管理業務に対して「前払金の請求を本市に請求できる。」とありますが、「入札説明書 第5節 2項」の設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時支払金と並行して請求が可能と判断してよろしいでしょうか。	一時支払金の一部を事業者の提案により、前払金および中間前払金として支払います。そのため、一時支払金の金額とは別に前払金および中間前払金は支払いません。
8		27	8	76	3			サービス対価 の支払い	第76条に於いて設計及び建設・工事管理業務に対して「中間前払金の請求を本市に請求できる。」とありますが、「入札説明書 第5節 2項」の設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時支払金と並行して請求が可能と判断してよろしいでしょうか。	一時支払金の一部を事業者の提案により、前払金および中間前払金として支払います。そのため、一時支払金の金額とは別に前払金および中間前払金は支払いません。
9		33	10	84	4	(1)	ア	本紙による本 契約の終了	事業契約書 84 条、94 条で「全部又は一部引渡し前」と「全部又は一部引渡し後」に区分した契約解除・違約金等に係る記載がありますが、仮に第二期の途中で契約解除となった場合、違約金の算定期間が曖昧(第一期にまで及ぶのか否か言及されていない)であるため、明確な算定根拠をお示し下さい。	各工事期の状況(引渡し前、引渡し後)に応じて、対応するものとし、原案のままとします。 具体的に例として示された第2期工事期間中の契約解除となった場合には、以下の金額を違約金の対象とすることとします。 ・第1 期建設工事にて引渡しを行った施設の維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価(消費税等相当額を含む)の100 分の10 に相当する金額 ・第2期建設工事にて引渡しを行う施設「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100 分の10に相当する金額 なお、94条は関係者協議会に関する条項であり、契約解除や違約金については触れられていません。
10		33	10	84	4	(1)	ア	本紙による本 契約の終了	事業契約書第84条及び第85条に契約解除時の費用の取り扱いについて記載されています。第84条では、全部または一部引渡し後になされた場合には、「本契約の解除までに発生する資金調達コスト相当額を含む事業者に未払いの金額相当額を支払い」と記載がありますが、引渡し前になされた場合について、同コストに関する記載がありません。引渡し前についても同コスト(ブレイクファンディングコストも含む)を支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	支払いの対象とはしません。
11		48		63				別紙3 保険	維持管理期間中、施設所有者賠償責任保険(請負業務賠償責任保険ではなく、施設に起因する事故、施設そのものの構造上の欠陥による利用者、通行人への事故等の保証を網羅する保険)は事業者側で加入する必要があるか、施設所有者である貴市が加入されるご予定かご教示ください。	維持管理及び運営業務期間中の保険(公益社団法人全国市有物件災害共済会)は本市にて加入します。てん補の範囲は(1) 火災(2) 落雷(3) 破裂又は爆発(4) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊(5) 車両の衝突又は接触(6) 騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行(7) 破壊行為 (8) 風災または水災(9) 雪災(10) 土砂崩れとなります。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
12		58						表4 維持管理 及び運営業務 のサービス対 価(維持管理 業務費)の金 額及び支払ス ケジュール	㊟維持管理費には火葬炉の維持管理費用及び修繕費用を含むとの考えでよろしいでしょうか。	㊟維持管理費には火葬炉の維持管理費用は含みますが、火葬炉の修繕費用は㊞修繕業務費に計上してください。
13	別紙4	50						本施設の設計 及び第1期建 設工事部分の 建設・工事監 理業務のサー ビス対価の支 払方法	割賦に関する計算期間とその支払時期について、お示し下さい。 別紙4では、「・・・令和10年2月に一時支払金を行い、令和10年5月から令和30年2月まで年4回の割賦方式(5月、8月、11月、2月)により、元利均等にて当該サービスの対価から一時支払金を除いた金額を支払うこととする。」とあります。 令和5年8月8日の第1回質問への回答(様式集及び作成要領に関する質問への回答NO33)では、「令和30年1月～3月までの割賦利息に該当する費用は令和30年2月に支払います。」とのご回答でした。割賦の初回の支払日は令和10年5月と記載がありますが、この期間の利息計算期間は、令和10年2月1日(施設の引渡日の翌日)から令和10年6月30日までの期間のものを令和10年5月にお支払頂くことでよろしいでしょうか。また、2回目は、令和10年7月1日から令和10年9月30日を計算期間とし、支払日は令和10年8月との認識をしておりますが正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。令和10年2月1日(施設の引渡日の翌日)から令和10年6月30日までの期間のものを令和10年5月に支払い、その後は事業期間中の支払い回数に応じ、元利均等にて支払うものとします。
14	別紙4	51						本施設の設計 及び第2期建 設工事部分の 建設・工事監 理業務のサー ビス対価の支 払方法	「・・・令和11年4月に一時支払金の支払を行い、令和11年5月から令和30年2月まで年4回の割賦方式(5月、8月、11月、2月)により、元利均等にて当該サービスの対価から一時支払金を除いた費用を支払うとありますが、初回と第2回目の対象となる利息計算期間をお示し下さい。	令和11年4月～6月分を初回(令和11年5月)に支払い、令和11年7月～9月分を初回(令和11年8月)に支払います。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
15	別紙5	67						サービス対価 の改定方法	「資金調達コストの改定は、基準金利を10年後に見直すことと・・・」とあります。第1期の基準金利の改定は、令和20年1月31日の2銀行営業日前になりますが、この期間の利息計算期間及び支払日は下記の通りでしょうか。異なる場合は、お示し願います。 また、基準金利が変更される場合は、今後の支払額が変更となるため、契約変更手続き等の事務手続きの流れをお示し頂きたいと存じます。 仮に変更手続きがある場合、令和20年2月のお支払手続きは問題なく、間に合うと考えてよろしいでしょうか。 利息計算期間：令和20年1月1日～令和20年3月31日 支払日：令和20年2月	(前段)令和20年5月以降の支払い対象額を改定の対象とし、令和20年5月から支払いを行う予定です。 (後段)基準金利確定後、速やかに手続きを図ります。事業契約書(案)第2条の規定により、「約款に定める方法による金利変更」については、本契約締結時に大阪市会での議決を得るため、当該変更契約段階での大阪市会での議決等は不要となります。ただし、変更金額によっては予算措置が必要となる場合も想定されるため、変更後の金額での支払い開始時期は協議により決定するものとします。
16	別紙5	67			1			第1回質問回 答43	【設計・建設・工事監理業務のサービス対価の改定】 割賦利息計算時の基準金利は、本施設引渡日の10年後の2営業日前のTONATSR(10年)を使用するとあるので、第1期については令和20年1月31日、第2期については令和21年3月31日の2営業日前の金利を採用するとのことですが、新金利適用開始日は、第1期については令和20年2月1日(又は令和20年4月1日?)、第2期については令和21年4月1日となるのでしょうか。 第1期については、利息期間:令和20年1月～令和20年3月途中での新金利採用となるため、元利均等計算のことを考えると新金利適用開始日は令和20年4月1日になるのかと考えた次第です。(令和20年2月1日になるのであれば元利均等計算の考え方をご教示いただければ有難く存じます)	No.15の回答をご参照ください。第2期については令和21年5月以降の支払い対象額を改定の対象とし、令和21年5月から支払いを行う予定です。
17	別紙5	67			1			別紙5	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価は金利変動に伴い10年後に改定を行うこととなっておりますが、こちらは①第1期は令和20年1月31日の2銀行営業日前であり、令和20年2月1日から対象②第2期は令和21年3月31日の2銀行営業日前であり、令和21年4月1日から対象という認識でよろしいでしょうか。	No.15及び16の回答をご参照ください。